**平成２６年（フ）第１９５号**
長野県松本市井川城２丁目２番５―405号
サンクレイドル松本ウインフォート
債務者　安藤なおみ（旧姓名取）
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２６年（フ）第６５号**
長野県岡谷市270番地12
債務者　篠田　　誠（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
長野地方裁判所諏訪支部

**平成２６年（フ）第３４５号**
岐阜市清本町５丁目９番地２　スペース610Ｂ号室
債務者　其田　信弘（旧姓濱田）
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
岐阜地方裁判所

**平成２６年（フ）第３９号**
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本1466番地の６
債務者　園部　貞子
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
静岡地方裁判所下田支部

**平成２６年（フ）第４０号**
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本1466番地の６
債務者　園部　吉一
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
静岡地方裁判所下田支部

**平成２６年（フ）第２１８号**
大津市大石中５丁目18番14号
債務者　庄田　洋司
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第２５３号**
滋賀県湖南市岩根3945番地20
債務者　石坂　弘行
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第２５７号**
大津市勧学１丁目５番17号　ネオコーポ勧学301号
債務者　小西　亮一
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第５３号**
滋賀県長浜市南高田町７番39号　リバーサイド11―206号室
債務者　西村　恵子
1　決定年月日時　平成26年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

**平成２６年（フ）第５４号**
滋賀県長浜市南高田町７番39号　リバーサイド11―206号室
債務者　西村　博明
1　決定年月日時　平成26年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

**平成２６年（フ）第４６号**
兵庫県佐用郡佐用町小山30番地、住民票上の住所兵庫県佐用郡佐用町米田316番地１
債務者　嶋田　義也
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
神戸地方裁判所龍野支部

**平成２６年（フ）第１１３号**
鳥取県鳥取市立川町５丁目236番地11　シャングリラ立川102号、旧住所鳥取県鳥取市用瀬町別府99番地16
債務者　澤　　拓也（旧姓北谷）
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第５５９号**
広島市東区牛田早稲田４丁目２番32―405号
債務者　佐野　裕一
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第７９３号**
広島市中区西十日市町２番26―403号
債務者　村松　憲二
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１４５号**
山口県下関市藤附町７番13号　親和寮
債務者　磯野　康治
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２６年（フ）第９６号**
福岡県飯塚市潤野765番地１
債務者　古池　　茂
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成２６年（フ）第２７０号**
宮崎市吉村町引土甲612番地１
債務者　中原　　誠
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
宮崎地方裁判所破産係